

〈書評〉 国際関係理論と世界社会学の新しい地平：  
レベッカ・グラント、キャスリーン・ニューランド編  
『ジェンダーと国際関係』

澤田 真治

岐阜大学

広島大学平和科学研究センター客員研究員

[Book Review]

The New Horizon of IR Theory and World Sociology:  
Rebecca Grant and Kathleen Newland (eds.), *Gender  
and International Relations* (Open University Press  
in association with *Millennium*, 1991, xii 176p.)

Shinji SAWADA

Gifu University

Affiliated Researcher,

Institute for Peace Science, Hiroshima University

## はじめに

ベルリンの壁が崩壊してからおよそ十年の歳月が流れたが、1990年代の国際社会の動きのなかで、（実際には以前から存在するのだが）新しい多くの問題が地球的な課題として提示され、それらについての世界会議が各地で開催してきた。紙幅の関係からすべての会議をここで取りあげる余裕はないが、国連環境開発会議（92年リオデジャネイロ）、国連世界人権会議（93年ウィーン）、国際人口開発会議（94年カイロ）、世界女性会議（95年北京）などが例としてあげられよう。これらの会議では政府間会議と並行して、多くの非政府組織（NGO）がフォーラムを開催して国際的な関心を高めた。だが、こうした市民の国境横断的な活動が活発化したことのみならず、これらの会議において女性の参加が顕著であったことや、女性の地位や役割などが議論の焦点となったことに注意する必要があろう。これまで一国の社会問題とみなされがちであった問題がグローバルなレベルで検討されるようになったのである。<sup>1)</sup>

また、国際関係においてこれまで（そして現在も）最も重要な論点とされてきた戦争と平和の問題についても、女性は重要な論点となっている。冷戦時代の反核・平和運動において、運動への女性の参加は常に注目を集めてきた。<sup>2)</sup> だが、ポスト冷戦世界の幕開けとなった湾岸戦争に多くの女性が多国籍軍（とくに米軍）兵士として従軍したことがグローバル・メディアの映像によって伝えられたことは記憶に新しい。<sup>3)</sup> 彼女たちの軍服姿は戦場となったイスラム世界の女性の伝統的な服装とは対照的な存在であった。しかし、女性の参政権が歴史的に戦争協力（「銃後の女性」であれ、民族解放戦線の女性兵士であれ）といった経緯で獲得されてきたことを考えるなら、戦争と女性の問題は今に始まったことではない。日本においても「皇国の母」と「従軍慰安婦」という二項対立的な女性像の問題は（皇軍兵士としての壮健な男性像とともに）、女性の強制的な戦争協力の問題や、性（さらに民族）による差別システムとしての戦争を考えるうえで、不可避な論点であろう。<sup>4)</sup>

「国際的な」現象である戦争は国内社会における女性の地位に常に変化をもたらしてきたが、第二次世界大戦後には植民地の独立と東西冷戦の援助競争のなかで、開発も同様に女性の地位に国際的な影響力を及ぼしてきた。言い換えれば、開発が

経済成長と同一視されたために、女性という人的資源は国力の重要な構成要素として、戦争や政治のみならず、人口政策や家族政策を通して経済開発への排除／動員の対象とされてきたのである。こうした開発政策を決定するにあたって、当事者である女性は排除されることが一般的であった。だが、冒頭に記したように、政策の決定に参加を求める運動はNGOなどを通してますますグローバル化しているのが現状である。

さて、本稿で『ジェンダーと国際関係』を書評の対象としてとりあげるには、いくぶん時期を逸しているかもしれない。刊行されてから十年近くも経つ著作をとりあげることに、いまさらと感じる向きも少なくはないだろう。だが、欧米の国際関係の研究状況とは対照的に、日本において、「発展／開発のなかの女性」(Women In Development : WID, 以下では「開発と女性」の用語を使う)といった分野を例外とすれば、ジェンダーの観点からの議論がほとんど進展していない現状は否定できないだろう。本書はイギリスの国際関係研究誌『ミレニアム』(Millennium)がすでに1988年と89年の二度にわたって特集した「女性と国際関係」に寄稿された論考を編集したものである。<sup>5)</sup> 本誌を刊行するロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)では、88年6月にはこの論点をめぐるシンポジウムをすでに開催しており、特集号の企画はそこでの議論の展開を期待したものであった。本書は二度の特集号に掲載されたすべての論考を収録したものではない。だが、90年代に入ってからも『ミレニアム』誌のみならず、他の欧文の学術誌においても国際関係とジェンダーの問題をめぐる論文が多く掲載されており、98年にはこのシンポジウムの10周年を記念して「ジェンダーと国際学」と題した会議が開催されたことを考へるなら、本書が「最初のテキスト」として刊行された意義は評価できよう。<sup>6)</sup>

ここで申し置きしておきたいが、筆者はジェンダー研究について決して明るくはなく、本書を評するには不適当であろう。しかし、社会学といった隣接領域はともかく、国際関係の研究においては本書や国際関係とジェンダーに関する類書についての言及や評価が日本ではあまり見受けられないのが現状である。そこで、本稿では本書に収録された各章の内容を論じたのち、若干の評価を記すことにしたい。

# 本書の構成と内容

本書の内容について論じる前に、構成について記しておくことにしたい。

## 第1章 序 論

レベッカ・グラント, キャスリーン・ニューランド

## 第2章 国際関係理論におけるジェンダー・バイアスの源泉

レベッカ・グラント

## 第3章 ハンス・モーゲンゾーの政治的現実主義の諸原則

—フェミニズムによる再定式化

J・アン・ティックナー

## 第4章 国際関係理論—フェミニズムの視点からの貢献

ロバート・O・コヘイン

## 第5章 マルクス主義, フェミニズム, ソビエト・モデルの崩壊

マキシム・モリノー

## 第6章 国際関係における女性? 戦間期イギリスの論争

キャロル・ミラー

## 第7章 第三世界のジェンダー計画

—実際的ニーズと戦略的ニーズへの対応

キャロライン・O・N・モーザ

## 第8章 トランスナショナルな関係から国際関係へ

—開発と女性から国連女性の十年へ

キャスリーン・ニューランド

## 第9章 フェミニズムと知の主張

—開発と女性へのフェミニズムの諸アプローチの矛盾

アンヌ・マリ・ゴーツ

## 第10章 国際関係論の隠された主題—女性と国際領域

フレッド・ハリディ

まず第1章では、編者であるレベッカ・グラント (Rebecca Grant) とキャスリーン・ニューランド (Kathleen Newland) が本書の刊行の意図を示している。国際関係に関する学問領域はこれまで女性の経験を排除してきてたため、理論の内部に性差による偏向（以下、ジェンダー・バイアス）の存在を指摘できるのである。こうした問題については第2章以降においてさらに詳細な議論が展開されるが、フェミニズム思想の多様性は国際関係の理論に内在するジェンダー・バイアスを検討するうえで有益なものとみなされている。なぜなら公的領域と私的領域の区分に関する論点はフェミニズムの議論において一般的なものであったし、公共性やハイ・ポリティクスから女性の経験が排除されてきたことは国際関係を考えるうえでも不可避な問題とみなされるからである。国際関係とジェンダーについて探究することは、西欧の政治思想に見出される男性原理の社会構成を検討し、その構成が国際関係の理論と実践にいかなる影響をもたらしたかを考察することである、と編者は論じている。

第2章では、国際関係の理論におけるジェンダー・バイアスの存在が論じられている。グラントは国際関係論の研究者の多くが、開発政策などの分野では女性を考慮に含めるべきだという見解を示しながらも、国際関係理論においては何ら関係がないという立場を取ってきたことを批判している。グラントによれば、国際関係の包括的な理論は政治的な概念のうえに成立しており、その多くは女性を政治的行為者から排除してきたことが批判されている。つまり、ジェンダー・バイアスの源泉として、古典的な政治理論にみられたように、市民としての、政治的行為者としての男性が過度に強調されており、これを踏襲して国際関係理論はジェンダーの問題をまったく認識することなく展開されてきたのである。さらに国際関係の研究は、国際的な行為から国内政治を分離するという根拠の無い思想の枠組みを検討することもなく、国際的な公的行為を説明しようとしてきたのであった。対照的に、ジェンダーの視点は、私的で道徳的なものと、公的で国家利益のなかで正当化されてきたもののあいだの、これまで当然と見なされてきた区分を改めて問い直すことに努めているのである。

まず、国家概念におけるジェンダー・バイアスが批判の対象とされている。国家が依拠している社会関係は母系制から家父長制に変化した時代のジェンダー・バイ

アスの所産である。古代ギリシアの都市国家（ポリス）では、国家の形成が経済と政治の構造を確立するために性的分業に依拠した結果、女性は家庭生活という私的領域に閉じ込められた。つまり、女性は家庭内の労働と家族に、男性は民主政治における市民と兵士といった具合に、その区分は両性の解剖学的な差異ではなく、ジェンダーに依拠したものであった。政治学や哲学の領域では、男性の公的な役割が評価され、女性の私的役割は無視されたが、こうした評価は後の西欧の政治学や哲学に大きな影響を及ぼしたのである。

さらにジェンダー・バイアスの源泉を探るうえで、「安全保障のジレンマ」の問題が取りあげられている。ある国の安全の拡充が他の国の安全を脅かすという議論は、諸国家間のアナーキー仮説に依拠したものである。一般にこうした仮説は国際関係理論の前提として見なされており、「自然状態」での人間行動が前提とされている。だが、自然状態についても、自然状態から社会への移行過程についても、概念的な図式が男性のみによって支配されており、女性が排除された結果、それがジェンダー・バイアスの源泉となっている、とグラントは指摘する。さらに、自然状態の概念は男性中心のジェンダー・バイアスを免れておらず、ルソーにせよホップズにせよ、人類についての普遍的で抽象的な概念を提示していることが、国際関係理論にもジェンダー的な差異についての無意識をもたらしていると強調している。これは国内政治社会のジェンダーによる役割分業と、国際関係理論におけるジェンダー・バイアスの伝播という事態を物語るものである。グラントは安全保障ジレンマの起源を、男性は兵士として市民権を排他的に独占し、女性は紛争のなかでは何の役割も与えられないという、政治社会におけるジェンダー選別的な役割に求めている。つまり、こうした私的道徳と公的行為の区分はそのまま国際関係論のなかに受け継がれているのである。たとえば、トーキュディースの『戦史』は、戦死者や負傷者、窮屈に関する視点を国家意思に従属させて、私的な女性の関心領域への視点を放逐することで、戦争の公的道徳を保つのに貢献してきたのである。だが、グラントはアテネの女性が戦史について記したなら異なる記述ができるだろうと批判する。また、新現実主義者であるケネス・ウォルツ（Kenneth W. Waltz）が引用した、ルソーの鹿狩りの比喩にも批判が寄せられている。グラントによれば、鹿狩りは自然状態のなかでの話であり、女性は排除されており、狩人に影響を及ぼ

すはずの競合する価値やニーズについて言及されていないことから、鹿狩りの逸話は国家の行為についての貧相なアナロジーにすぎないと批判している。戦争と安全保障のジェンダー・バイアスが国際関係理論全体のジェンダー・バイアスの源泉であるのだが、国際関係論は戦争の問題や国家がどのように安全を求めるかという問題を最も重視してきたため、この学問領域が成立した時点ではジェンダーの視点が排除されてきたのである。つまり、ジェンダーの問題はあくまで国内社会の領域に放置されてきたのである。

こうした問題を検討するうえで、グラントは国際関係の批判理論 (critical theory) による新現実主義への批判を援用する。新現実主義批判の急先鋒であるアシュレイ (Richard Ashley) は、西欧の政治理論が国際関係の理論に流用された方法を疑問視して、社会的諸関係、啓蒙主義的な合理性によるヘゲモニー、国内政治と国際社会の概念の曖昧な関係、の三点を徹底的に批判している。アシュレイはなかでも「主権者」の描写が外国人を外部的な存在として放置していると批判するが、グラントは女性の公的領域からの排除が外国人を排除することと同じであると補足している。アシュレイはハーバーマスの対話モデルが国際関係論の前提であるアーネーイー仮説を崩壊させ、国際関係のいかなる理論的な解釈にも覇権的な地位を認めないことができる、と考えてこれを評価するが、ジェンダー・バイアスの存在についてはあまり考慮していない。グラントは批判理論の前提にフェミニズムの認識が含まれていないことを批判している。

国際関係の理論にジェンダーの要素を導入するために、国内と国際の分離を超える必要性が課題として提示されている。つまり、これまで女性が国際舞台において登場することがなく、政治理論においてはジェンダー・バイアスが根幹にあって女性が排除されてきたことを考慮するなら、誰が行為者であり、それらがどのように相互作用をするのかを説明する「図式」と、何が行為を動機づけて、国際状況がどのように作用するのかを説明する「理論」が必要とされる。一般に、国際関係論という学問領域は第二次世界大戦後に発展したが、その概念の多くは19世紀までの著作に依拠したものであった。1980年代の理論家ですらジェンダー・バイアスから免れていたわけではない。歴史学や人類学などの他の学問領域とは対照的に、国際関係論の分野ではフェミニズムが提起したような問題は方法論の再検討を促す

ほどの衝撃をもたらしてはいない。というのも、国際関係論は社会における個人的なものにあまり関連してこなかったからである。国際関係論においても理論を再構築して女性を研究対象に入れるために、グラン特は人間の行為、国家構造、アヌーキーと安全保障のジレンマといった基本概念がジェンダーの視点から根本的に修正される必要性を指摘している。

第3章では、アン・ティックナー（J. Ann Tickner）がモーゲンゾー（Hans J. Morgenthau）の政治的現実主義（political realism）の原理について、フェミニズムの立場から再定式化を試みる。ティックナーはこれまで国際政治が男性の世界とみなされてきた理由をその学問的な次元に求めている。そのために国際関係論において支配的であったモーゲンゾーの政治的現実主義の六つの基本原則にそれぞれ反論を加える。第1に、モーゲンゾーが合理的な理論を開拓するために前提としている不変の人間性とそれによる客観的な法則は、概して男性に偏向したものであり、女性が排除されている。第2に、政治的現実主義では中心的な概念である国益（national interest）の概念は専らパワーによって定義される。だが、相互依存の深化した世界では国益の概念は多面的であって、パワーによって排他的に定義されるものではない。第3に、政治的現実主義ではパワー概念は支配と統制を意味する、普遍的な妥当性をもつ客観的なカテゴリーとされる。だが、こうしたパワー概念は男性的なものであり、女性に関連するパワーの側面である、権力の集団への委譲といった可能性が無視されている。第4に、政治的現実主義は政治行為についての道義性を重要なものとみなしており、道義的要請と政治行為を成功させるための要件とのあいだの緊張関係についても考慮している。これに対して、フェミニズムは政治行為から道義的要請を引き離すものではない。つまり、あらゆる政治行為には道義的な重要性があるが、現実主義者は「正義」のための道義的な要請や社会的な再生産に要する基本的なニーズの充足よりも、「秩序」を最優先していると指摘している。第5に、政治的現実主義では特定の国家の道義的な願望と、世界を支配する道義律は明確に区別され、パワーによって定義される国益の概念こそが道義の過剰と政治的な愚行を避けるための処方とされる。たしかに、特定の国家の道義的な願望と普遍的な道義の原則を同等に扱うことはできない。だが、国際紛争を漸進的に縮小して国際的な共同体を構築する基盤となるような人類の願望に、共通の道義的な

要素を見ることもできるのである。第6に、政治的現実主義では政治的領域の自律性が主張され、理論構築のために人間の「政治的人間（political man）」の側面がほかの人間性から切り離されて考えられる。だが、フェミニズムの視点からは、狭義の政治的領域に境界を設けることは女性の利益や貢献を排除した形で政治的なものを定義するものとされ、「政治的なもの」の自律性は否定されるのである。ティックナーはモーゲンソーの業績の有効性を否定するのではなく、むしろ国際関係の認識論にフェミニズムの視座を取り入れることで性差のない人間科学としての国際政治学を構築することの必要性を主張している。

第4章では、ロバート・コヘイン（Robert O. Keohane）が国際関係理論をフェミニズムの観点から批判的に検討する作業を歓迎している。コヘインは近年隆盛しているポストモダンの側からのフェミニズムと国際関係理論への批判に反対し、フェミニズムの国際関係論がポストモダンのプロジェクトに追従するなら破滅的な結果を招くだろう、と警告している。むしろ、コヘインは、パワー、主権、相互主義といった中心的な概念に内在する男性化された構造が国際関係論の思考に及ぼしている影響について議論しながら、国際関係に関連するフェミニズム理論が国際関係における制度論的な思考を表明するうえで有効なものであると論じている。コヘインによれば、それは国家であれ他の政治実体であれ、制度が組織化された主体との協調をいかに促進するのか、という点を重視したネットワーク論として理解されるのである。フェミニズムの制度論が提示する問題は、人類が国境を越えて協調し、共通の目的を達成できる条件が何かを問うことである、とコヘインは指摘している。そして、新現実主義（neorealism）に対抗するうえで、二つの批判勢力による相互補完的な提携を唱えている。それらの一方が「新しいリベラルな制度主義（neoliberal institutionalism）」であり、他方がフェミニズムの視点に立つ理論である。前者はパワーの配分のみならず、制度つまり持続性を備えた公式・非公式の規則もまた国家行動に与える影響を重視するものである。結論として、コヘインはこれら二つのあいだに、協調して行動する能力としての権力、個別的のみならず一般化された相互主義の広がり、ネットワークの役割の重視、といった共通点が存在することを指摘している。

第5章では、マキシム・モリノー（Maxine Molyneux）が旧東側諸国の体制転

換が女性政策に及ぼした影響について分析している。冷戦という国際環境のなかで西側との競争に直面して、これらの国々ではソ連型の社会主义的な開発モデルを導入したが、それは同時に女性政策を共産圏の内部に国際的に普及させる結果となつた。具体的には、経済成長を実現するために出生率の管理までが国際的な次元の影響を受けていた、とモリノーは指摘している。だが、1970年代の西欧フェミニズムの国際的な広がりはこうした社会主义国の女性「解放」政策に挑戦するものであった。正統派マルクス主義によって当初は異端として退けられたはずの西欧フェミニズムは、西欧においては新しい左派の潮流に受容されるとともに、第三世界の開発と（とくに農村の）女性をめぐる問題に取り組んだが、こうした国境横断的な展開が東側における女性の地位をめぐる政策論争（ハンガリーなど）や、80年代初頭の東ドイツの「喪服の女性たち」といった女性の自発的な平和運動の出現に影響を及ぼしたのである。ペレストロイカにみられる改革の動きは体制イデオロギーとして認められてきたマルクス主義と、その内部で定式化されていた「女性解放」の理念を揺るがすものとなった。急激な改革が進行するなかで、社会主义諸国の指導者によって家族の結束が唱えられ、女性の家事への復帰が要請されたのである。さらに、民主化を求める反対派のなかには民族主義的、あるいは宗教的な理念を掲げる勢力も存在した。こうした勢力のなかにはフェミニズムが関心を寄せる問題に公然と反対する動きもあった。たとえば、ポーランドの（カトリック教会と密接な関係にあった）「連帯」は民主化を支持したが、妊娠中絶の問題には厳しい敵意を示したのである。モリノーは、民主化のなかでフェミニズムの組織化が進んだが、民主化後に新しく生じた障害が国家によるものではなく、市民社会内部の諸勢力によるものであった、と指摘する。政治的な自由主義の風潮が強まるなかで、ジェンダーは些細な問題として脇に追いやられたのである。結論として、モリノーはポスト共産圏の女性問題を考えるうえで、民主主義のみならず社会正義の原則の重要性を訴えている。

第6章では、キャロル・ミラー（Carol Miller）が戦間期の国際連盟や英国外務省といった組織が国際政治における女性の役割をどのように認識してきたか、という論点を議論している。たとえば、国際連盟では女性の参加領域は児童の保護と福祉、女性や児童の売買禁止といった社会的、人道的な分野に限定される傾向が強かった。

もちろん、その背景として、国際問題への女性の参入が女性のあるべき役割をめぐる公式の認識、つまり国際政治の領域では女性には女性特有の貢献できる分野が存在するという見解によって、参加が制限されていたことがあげられる。しかし、簡単には男女平等が実現しないなかで、こうした見解を逆に利用することで、女性の公的領域への参加を拡大しようとする意図もあったことも否めない。さらに英国外務省は戦間期には、外交が女性に不適当な業務であるとの理由から、女性に門戸の開放を拒んでいたのであった。つまり、外交は男性の聖域とする考え方が支配的であったのである。ミラーは外交の舞台から女性を排除してきた理由のひとつである、「女性の特性である直観や同情は、外交生活には全く順応しない」という通説が、政治と社会、理性と感情、戦争と平和、男性と女性といった単純な二元論的な思考に依拠したものであることを批判している。

第7章では、キャロライン・モーザ (Caroline O. N. Moser) が第三世界におけるジェンダーと開発の問題について論じている。<sup>7)</sup> モーザはジェンダー・ニーズを「戦略的ジェンダー・ニーズ」(女性の従属的な地位を改めて、平等で満足の得られる社会へ変化させるためのニーズ) と「実際的ジェンダー・ニーズ」(女性の日常経験という具体的な状況から直接的に生じるニーズ) の二つに大別する。開発計画の策定において実際的ジェンダー・ニーズを充足するには、女性が性的分業のなかで家庭内労働、現金収入、コミュニティ活動の「三重の役割」を担っていることを考慮する必要があるが、こうした「上から」の政策決定は性的分業を維持・強化して、女性自身を戦略的ジェンダー・ニーズに無自覚にする弊害がある。雇用、住居、基本サービスの三分野で実際的ジェンダー・ニーズの充足させる計画が分業の現状を変化させていないことから、貧しい女性のためには分野別の介入では限界があり、三重の役割の均衡をとるために総合戦略が必要であることを、モーザは指摘している。

さらに、過去30年間の開発途上国における女性を対象とした政策転換を、そのアプローチを類型化することで論じている。第二次世界大戦後によく採用されたものは「福祉アプローチ」であった。これは女性を弱者集団として、家族の福祉を担う妻や母としてジェンダーの役割を重視したものである。そこでは、女性は受動的で、母としての役割を担う、再生産的役割が期待される存在とみなされた。だが、

モーザは福祉アプローチには女性が自ら再生産を管理するという戦略的ジェンダー・ニーズの充足についての関心が欠落していることを指摘する。こうしたアプローチは近代化理論の挫折や第三世界の開発計画が女性に否定的な影響をもたらしているという見解によって批判されて、以下の多様なアプローチが提起された。まず、「公正アプローチ」は女性を開発における積極的な参加者としてみなし、開発を平等の理念に結びつけるものである。それは性的分業をめぐる男女間の不平等の是正をめざすことから、戦略的ジェンダー・ニーズに対応するものであったが、西欧的なフェミニズムとみなされて、第三世界への適用に反対する動きも顕著であった。そこで公正アプローチを緩めたものが「貧困撲滅アプローチ」であり、そこで焦点とされたのは、男女間の従属関係ではなく、収入の不平等であった。これは開発援助機関が社会に固有の男女関係にふれることなく、貧困の撲滅を目指すという消極的姿勢から生じたものである。だが、女性に雇用を与えて収入を向上させることで実際的ジェンダー・ニーズは充足できるが、戦略的ジェンダー・ニーズに対応するものではない。さらに女性の生産的役割を重視する結果、再生産的な役割が無視されがちであり、労働時間の増大は三重の役割の負担をさらに大きくするものである。「効率アプローチ」は、世界経済の悪化に伴い、世界銀行やIMF（国際通貨基金）の構造調整政策によって福祉が削減された時代に、人的資源としての女性労働力を活用して、女性を再生産活動のみならず、コミュニティ運営にも参加させるものであった。しかし、効率アプローチは基本的には女性の加重労働に依存しており、戦略的ジェンダー・ニーズに対応するものではなく、さらに実際的なジェンダー・ニーズも構造調整によって充足することが困難であった。

モーザは5番目の政策アプローチとして「エンパワーメント・アプローチ」をあげる。それは公正アプローチに類似しているが、第三世界のフェミニズムや草の根組織の経験から生じたものであり、フェミニズムを西欧からの輸入品とは見なしてはいない。また、男性に対する女性の地位の向上を強調するのではなく、自立や内的な力を高めることに力点がおかれている。さらに、公正アプローチは女性の従属的地位の問題に法制度の改革を通して対抗したためにあまり成果を得られなかつたが、エンパワーメント・アプローチは直接の対立を避けて、実際的ジェンダー・ニーズを支持を広げるための基盤として活用しており、また戦略的ジェンダー・ニーズ

を実現するための手段としている。したがって、女性組織を重視する点で福祉アプローチとの類似性もみられるが、エンパワーメント・アプローチは女性の三重の役割を認めて、女性の意識の向上と地位の改善に取り組んでいる。こうした組織は女性に力をつけるという共通の目的をもって、非垂直的な開放型の構造を指向している。モーザはこうしたアプローチが政府や国際機関によってまだ支持されてはいないものの、第三世界の女性組織のなかには小規模で資金不足ではあるが、実際的ジェンダー・ニーズのみならず、意識を高めて戦略的ジェンダー・ニーズに取り組む組織が数多く現れている現状を強調している。

第8章では、1970年代から80年代にかけてトランスナショナルな現象として出現した「開発と女性(WID)」への取り組みとその運動の軌跡が論じられている。ニューランドによれば、1950年代と60年代の開発計画の失敗の経験から、開発のなかの女性の役割が重視されるようになったのであり、北米や西欧におけるフェミニズムの運動の高まりに並行したものであった。WIDの運動そのものが政策に及ぼす影響は小さかったが、問題意識を共有する女性の提携が生まれ、トランスナショナルな性格が強化されたことをニューランドは評価する。だが、こうした運動は以下の4つの要因によって緊張と分裂を余儀なくされた。第1はフェミニズムの問題であった。第三世界の女性の抑圧についてフェミニズムによる分析が試みられたが、第三世界の女性からはそれを先進国中心の基準による誤った異文化理解として憤りと反発が見られた。また、東側諸国は女性の抑圧の問題を資本主義に起因する問題と片づけて、言葉だけの連帯を唱えたのである。第2は文化的な要因である。つまり、社会における女性の伝統的な役割についての批判が、結果的に、その社会に固有の文化や宗教を無視したり、侮辱することにつながるのではないか、という危険性に関連するものである。というのも、一夫多妻や幼児婚といった習慣や制度は、一般に外部の人間によって野蛮なものとして非難される傾向にあったからである。さらに、こうした動きは開発途上国で改革に取り組む人々を新植民地主義の手先として非難する人々によって利用される機会を与えて、改革派にすら防御的な反応をもたらしたのである。第3は運動目標の優先順位の問題であった。つまり、運動の役割として、社会全体ではなく女性のみに影響を及ぼす問題を優先すべきだとする議論と、広範な闘争（とくに民族解放運動）に女性の参加を促す役割を

担うべきだとする議論のあいだの対立であった。第4は「開発が女性にとって良いことなのか」という疑問を提示する反フェミニストの抵抗があった。それは女性のための雇用機会の開拓などの活動が女性に労働負担の二重化をもたらし、開発が伝統的な安住の拠り所を除去して、福利ではなく新しい緊張をもたらすだけだ、と主張したのである。

1970年代中頃までにWID運動は女性問題の対策に躊躇する政府ですら無視できない存在になったが、運動内部の亀裂は修復不可能なものとなった。むしろその後は、国連などの政府間関係のレベルで議論が展開された。国連総会は1975年を「国際女性（婦人）年」（IWY）と定めて、女性問題の存在を世界に認識させた。さらに76年から85年を「国連女性（婦人）の10年」（UNDW）として、国連主催の会議が五年ごとに開催された。だが、それらは政治対立に陥り、平等・開発・平和といったリップ・サービスだけが飛び交う、シニシズムの漂う会議となつた。たとえば、75年のメキシコシティの会議では新国際経済秩序（NIEO）が、85年のナイロビでの会議では中東の政治問題が、それぞれ主要な議題となつた結果、会議は停滞を余儀なくされた。ニューランドによれば、会議の失敗の原因として、女性問題から政治問題への関心の拡散を指摘して、国連の女性会議が政府間外交の場として、次第に他の国連総会と同じような内容のものになつたと結論づけている。つまり、トランサンショナルなWID運動は政府間関係に統合されて、その性格を変えたのである。

女性の声は届いたのか、という疑問から「国連女性の10年」は一般に失敗例とされるが、それ以上に、多くのWID活動家にとって「逆戻り」の方向を歩んだのではないかという疑問が提示されている。つまり、問題の焦点が女性のニーズと利益から、分析単位としての国家とその権力に戻ってしまったのではないか、という疑問である。もちろん、「国連女性の10年」を通しての世界的な関心の高まりは（表面的には）各国に法制度の整備を促したが、女性の生活の質などに変化をもたらしたかは疑問とされる。むしろ、WID運動自体は文化的な（とくに男女間の関係性が絡む）問題で最も緊張が高まったことを配慮して、実践的な領域を重視する傾向がみられた。フェミニズムが問題としてきた個人としての、両性間の関係性としての女性の権利という根本的な問題は遠ざけられたのである。こうした問題に取り組

むことを躊躇する理由として、ニューランドは官僚＝政治的な理由を指摘して、男性中心的な官僚制によって策定された開発政策がWIDについてそれ自体を目標としてではなく、低い人口増加率や高い経済成長率を実現するための手段としてみなしていると批判している。こうした性差別主義に対抗することを回避する姿勢は、WIDのプログラムに融和主義と分離主義という二つの方向性をもたらした。融和主義は実際的ニーズに力点を置いて、純粹に参加者の生活の質を改善・向上するためのものであり、旧来からの性的な分業のあり方を脅かさないものである。それゆえに、女性の重労働という負担を軽減することで、現実には性的分業を強化・補強しているという批判もある。他方、分離主義は男性の労働移民によって残された女性や、女性だけの移民者などを対象として、伝統的な家族構造の外側で活動することで、両性間の対立問題を回避しようとするものである。しかしながら、女性を男性から分離して扱うために、根本的な解決には至らないという批判もある。ニューランドは、WID運動にみられた女性の提携の問題をトランサンショナルなレベルでどう扱うかという理論的な枠組みの欠如こそが運動の弱体化を招いたと結論づけて、その構築の必要性を主張している。

第9章では、「国連女性の10年」の開発アプローチにおける女性の経験についてフェミニズム的な認識論にとっての意味、つまり、フェミニズムの実践がその介入のための根拠に置く「知の主張」が検討されている。ゴーツ（Anne Marie Goetz）によれば、この時代の女性政策にはリベラル・フェミニズムによる近代化プロジェクトの有効性への信奉が明確に表現されていた。それは女性を開発プロセスのなかに統合するものであり、そこでは女性が法的救済を要する市民であり、保護を要する犠牲者として表現されていた。だが、リベラル・フェミニズムの戦略と開発機関の共通認識は女性問題を社会関係の変化といった文脈から切り離すものであった。つまり、実際にはリベラル・フェミニストのアプローチは、開発当局者の行政的で管理的で技術的なプロセスに置き換えられたのであり、極端な例としては女性問題を管轄する省庁を新設するというジェスチャーのみに終わったものもあった。

これらの政策は「第三世界」の「女性」といった開発をめぐる支配的な西欧のディスコースのなかで展開されたが、ゴーツは女性を特別な扱いを要する同質的な集団として扱うことが女性を開発から排除するものであったと批判する。つまり、リベ

ラル・フェミニストが語る「統合」という言葉は女性を自己充足的なアイデンティティとして開発の文脈から分離することに依拠しているのである。結果的に、こうした政策は「分離としての統合」でしかなかった。つまり、統合するとはいっても、その政策は女性向けの小規模で分断されたプロジェクトを意味し、女性をそうした開発計画のなかに押し込めて、優先度の高い開発プロジェクトから引き離したままであった。また、国家開発の優先順位を設定するにあたっても、女性はまったく不在であった。

女性が対等の存在として扱われなかつたことについて第三世界の女性からも批判が寄せられた。その批判は、西欧のフェミニストが自らを特権的なアイデンティティに位置づけて世界のほかの地域にとっての参照枠組みにしている、言い換えれば、西欧女性の経験が時間と文化を無視して世界の多様な女性を同質化して扱っている、というものであった。また、第三世界の女性を一括して扱うことについても一種の文化的な植民地主義とみなす批判があった。それは、同じジェンダーの人々が、階級や文化を超えて、単一の同質的な集団として社会的に構成されて、自動的に国際的な構成要素を形成している、という仮説の分析が貧困であることを示すものである。ゴーツは女性というカテゴリーが白人の西欧フェミニズムの経験からモデル化されており、知の可能性に制約を与える認識論的な影響力を有している点を指摘する。西欧フェミニズムは文化的に分断的な方法で対立のカテゴリーを用いる傾向がある。しかし、非西欧・非白人の社会の女性にとって、婚姻や夫婦といった関係は必ずしも社会関係の中心ではないことを認める必要があり、また心理的にも西欧の中産階級の女性よりも自由なのである。したがって、第三世界のフェミニズムは、ポストモダン・フェミニズムと同様に、二元論的な思考法を、つまり男性と女性の不和の根底にある対立の論理を疑問とするのである。

女性の多様な経験を理論に反映させるために、ゴーツは二つの議論をとりあげる。一つは文化的フェミニズムであり、文化相対主義の立場をとるものである。これは多様性を尊重する立場からあらゆる女性の経験が新しいアイデンティティ政治のなかで肯定され、価値を賦与されるが、政治的には影響力のない本質主義や分離主義に陥るきらいがある。もう一つはポストモダン・フェミニズムであり、西欧の規範的な普遍主義の主張を解体するポスト・モダンのプロジェクトに関わるものである。

これは個別の経験やアイデンティティから派生するあらゆる知の主張についてラディカルな歴史的特殊性を強調するものだが、女性という単一のカテゴリーの一貫性や実在性までも浸食して、認識論的な責任を無限に延期するという政治的には影響力の無い立場になる。

しかし、ゴーツによれば、第三世界のフェミニズムは西欧フェミニズムのディスコースにおける西欧の白人女性に特定のアイデンティティに根ざした女性という全体性を虚構としてみなしており、ポストモダン・フェミニズムとは異なる。また、文化的フェミニズムは相対的に安定したアイデンティティや主観性に依拠しているが、男性的な価値に挑戦するための有効な主張を提示することから撤退しており、女性を支配し、搾取し、周辺化する抑圧的な権力メカニズムに浸透できない。これは女性のサバルタン集団による知的な挑戦の可能性を抑制するものである。ゴーツは、文化的フェミニズムにみられるような視点の拡散と、ポストモダン・フェミニズムのあらゆる真理の概念と真理を語る行為者について懐疑主義のあいだの同盟（coalition）を主張している。この同盟は中心性、統一性、全体性の要素への闘争であり、自己矛盾的で、絶えずシフトする脱中心化されたアイデンティティを通じてこそ、フェミニズムは既存の構造にもっとも深く挑戦することが可能であるとされる。そのためには、それぞれの知の主張が自らを状況のなかの部分的で局所的なものであることを認識することが不可欠であり、開発のなかの女性の経験の分析が同時に西欧のフェミニズム思想の前提を崩すものとなることを主張している。

第10章では、フレッド・ハリディ（Fred Halliday）が従来の国際関係論の背後に隠されていたジェンダーに関する論点を整理している。ハリディは国際関係論がフェミニズムによって提起されてきた問題を無視し続けてきたことを批判する。さらに、これまで国際関係の主題とされてきた国家政策をめぐるハイ・ポリティクスのみならず、トランサンショナリズムや世界社会に関する著作においても、ジェンダーの問題については沈黙が守られてきたのである。こうした背景には、（1）ジェンダーの問題が国際関係に及ぼす影響は微小である（あるいは存在しない）ために、国際関係を学習するうえでジェンダーの問題を考える必要はなく、（2）ジェンダーの問題を無視することで国際関係のプロセスそのものがジェンダー的には中性であるとする、「二つの分離仮説」の存在をハリディは指摘している。だが、今日ではこ

うした姿勢は以下の四点で修正を余儀なくされている。第1に政治社会理論におけるフェミニズムの隆盛が国際関係論にまで及んでいることである。国際的な関心事項となっている人権問題における女性の権利をはじめ、国益の概念についてもエスニシティや宗教的な集団の差異によるもののみならず、ジェンダーとの関連でも批判が始まっている。第2に国際関係のプロセスがもたらすジェンダー特定的な影響についての認識の高まりである。たとえば、世界銀行などの構造調整プログラムが第三世界の女性を低賃金労働に追いやり、女性や子供向けサービスの低下をもたらすなど、国際レベルの政策が社会のなかの女性の地位に大きな影響を及ぼしているのである。第3に女性が国際的なアクターとしての比重を高めていることがあげられる。第4に対外政策においてジェンダーをめぐる問題群が無視できないものになっていることである。

ハリディはジェンダーと国際関係の接点として、ナショナリズムと女性の人権問題の関連を重視している。これまでナショナリズムの高揚は国民の一部である女性にとっても有益であるものと仮定されてきたが、ハリディはナショナリズムが男性による女性支配の強力な手段であると断じている。これまでナショナリズムの議論は独立という大きな枠組みのなかで、階級、エスニシティ、ジェンダーといった議論に沈黙を強いて、これらの問題を周辺化させてきた。だが、こうした民族（と宗教）的なイデオロギーによる女性の権利の抑圧は所与の伝統でもなければ、固有の文化でもない。だが、かつて南アフリカの人種による隔離政策（アパルトヘイト）について制裁措置が採られたが、性別による隔離政策の問題については人権問題として非難されることはない。ハリディはジェンダーの問題が国際関係から排除される理由として文化相対主義を指摘して、これを批判している。

## 若干の評価

本書はあくまで論文集の形式をとっているため、そこに一貫した議論を見いだすことは困難に思われるかもしれない。大雑把ではあるが、既存の国際関係理論の批判を主眼とした第2、3、4章、実際の政治・外交領域における女性の地位を扱った第5、6章、開発と女性の問題を分析した第7、8、9章、そして総論的に問題

点を検討した第10章と分類することもできよう。だが、ここでは以下のように本書に収められた議論を概観しながら、若干の評価を記すことにしたい。

国際関係が排他的に男性の活動する舞台とされてきた事例についてはミラーの第6章において詳細に論じられているが、第3章でアン・ティックナーは国際関係を専攻する少数の女性研究者の多くが国際政治経済学、南北問題、配分の公正といった分野に集中しており、安全保障の専門家が極めて少ない、と指摘している。「知と力」、あるいは「権力と真理」の関係についてはこれまで何度も論じられてきたが、国際関係についても、外交や政治という実践の場と学問や理論の世界における「支配的なもの=男性」が並行的な関係にあることは、以下に論じるように、開発と女性の領域においても同じことを指摘できる。さらにジェンダーに関心を寄せる研究者が国家／市場といった二元論を排除した理論の構築を志向していることも指摘できよう。たとえば、第2章でグラントは女性の公共領域からの排除と私的領域への囲い込みといった性的な隔離こそがパワー、国家、アーナキーを中心概念とする現実主義の理論の構築に貢献したことと説いており、理論からのジェンダー・バイアスの除去を求めている。だが、こうした包括的な試みがはたして期待される成果、つまり旧来からの議論への批判を超えた新しい理論的な枠組みをもたらすことの可否については今後の課題とされよう。

第4章でポストモダンの著述家に共通してみられる单一の認識論の存在を否定する態度に対して、コヘインが断固とした反対の姿勢を示し、こうした断片的な認識論に追従することが社会科学の可能性を否定するものだと厳しく批判している箇所は興味深い。だが、新現実主義に対抗するためにコヘインが唱導するネオ・リベラル・インスティテューションализムとフェミニズムの国際理論という二つの批判勢力の相互補完的な提携がはたして可能であるのかいくぶん疑問に思われる。さらに、コヘインの見解は第9章のゴーツによる、リベラル・フェミニズム批判を主軸に、ポストモダンの議論に重点を置いて文化相対主義の超克を試みる議論とは全く対照的である。だが、現代思想の諸潮流に依拠したゴーツのような理論的な枠組みのレベルで行われる抽象的な議論よりも、むしろ第7章でモーザが問題点を整理しながら論じている「開発と女性」をめぐる多様なアプローチ（とその帰結）のあいだの相違点こそが理論の展開を試みるうえで重要な鍵となることは明白であろう。開発

のなかの女性の多様な経験からエンパワーメントの重要性が意識されるようになつたことからも、開発と女性をめぐる政策／運動の展開と、ジェンダーを重視した理論的な枠組みの展開の双方が常に相互に触発するような並行的な関係にあることを意識しておく必要があろう。

開発と女性（今日では「ジェンダーと開発（G A D）」）をめぐる政策／運動の進展に激しい社会的な振り戻しがあることは第8章のニューランドの論考に明らかであるが、フェミニズムへの反発は開発途上の第三世界のみならず、政治経済の体制転換を急ぐ旧社会主义諸国においても顕著であったことがモリノーの第5章で示されている。経済開発、社会の近代化、政治的民主化は必ずしも自動的に女性の地位の改善や向上に貢献するものではないことから、第10章でハリディはローザ・ルクセンブルク（Rosa Luxemburg）の労働者階級と民族独立についての議論（独立の是非を階級的利益の観点から評価する）を援用して、国家の独立がはたして女性の地位に改善をもたらすかという基準から独立の是非が判断されるべきだ、と論じているが、こうした議論には激しい反発が予想される。無論、独立の達成によって初めて、階級、エスニシティ、ジェンダーなどの国内の不平等の克服が可能だとする主張や、個人の権利よりも民族の独立を優先させるべきだと主張がこれまで強固であった。だが、フェミニズムによるナショナリズムや主権に対する批判は、これらを自動的に崇高なものとする仮説が一切認めてこなかった女性の問題を少なくとも議論の俎上に乗せたのである。言い換えれば、これまで支配的であった、ナショナリズム（や宗教的原理主義）に依拠した議論の枠組みにおいて、女性への抑圧は伝統的、真正的、通俗的なものとして正当化されたのであり、女性のみならず、民族的少数派、労働者、知識人の権利といったものは、民族の独立という大義名分の前に真剣な議論の対象から排除されてきた。これに反対する女性は抑圧政策が民族的なものでも宗教的なものでもなく、およそ歴史的に正当化できないことを唱えねばならなかったのである。たとえば、女性ばかりに伝統的な民族衣装の着用を強制することで顕現される「民族的なもの」が凝制（fiction）として女性の側から批判されても不思議ではない。ナショナリズムの歴史はサバルタン（subaltern 従属）階級としての女性の視点から再検討される必要がある。（もっとも、ハリディがルクセンブルク的な見解を提示すること自体が誤解を招いて、批判の対象になりかねない

側面もあるが,) 「何が語られているか」と同じくらいに「誰が語っているのか」という問題にも注意が求められるのである。

本書はジェンダーの問題が国際関係の最重要の課題であるとか、国際関係の全体を理解するための中心概念を構成していると主張しているのではない。また同様に、国際関係が世界のあらゆる女性の地位と経験を規定していると結論づけているのでもない。むしろ、本書が目指しているのは国家と社会の相互作用を国際関係論の視野に包含しようとする試みである。さらに（これまで日本では国際社会学が移民や民族的少数派にみられるエスニシティの問題を主軸に展開されてきた感があるが）、それは世界社会の構造と動態をジェンダーの視座から把握しようとする野心的な作業でもある。民族や宗教の対立による紛争と、地球市民的な価値に基づく協力が現代世界の特徴であるとすれば、本書が提起するジェンダーという視座から国家／市場、国境の内部／外部といった二元論を超克しようとする試みは、国境横断的な市民社会（の地球規模での展開には困難が伴うが、）の形成を展望するうえで先駆的であり、旧来の国際関係理論に飽き足らない読者に多くの示唆を与えてくれるものであろう。

## 註

- (1) グローバル化の文脈で女性問題を扱った優れた研究として、Sandra Whitworth, *Feminism and International Relations: Towards a Political Economy of Gender in Interstate and Non-Governmental Institutions*, Macmillan, 1997 (武者小路公秀, 野崎孝弘, 羽後静子監訳「国際ジェンダー関係論－批判理論的政治経済学に向けて」藤原書店, 2000年, がある。
- (2) ヨーロッパの女性の平和運動についてはグリーナム・コモン(Greenham common) の女性たちが有名である。ジル・リディントン(白石瑞子, 清水洋子訳)『魔女とミサイル－イギリス女性平和運動史』新評論, 1996年。
- (3) 湾岸戦争と女性については, Cynthia Enloe, *The Morning After: Sexual Politics at the End of the Cold War*, Univ. of California Press, 1993 (池田悦子訳『戦争の翌朝－ポスト冷戦時代をジェンダーで読む』緑風出版, 1999年) を参照されたい。
- (4) この論点については、ペティ・リアドン(山下史訳)『性差別主義と戦争システム』勁草書房, 1988年, がある。また、土佐弘之「戦時における性暴力の廃絶と『声／沈黙』の政治学－国際人権レジームの再ジェンダー化過程との関連で」『女性学評論』(神戸女学院大学)第13号, 1999年, pp.61-94が示唆に富む。
- (5) *Millennium: Journal of International Studies*, Vol.17, No.3(Winter, 1988) and Vol. 18, No.2(Summer, 1989). なお、前者の巻末に詳細な文献案内が掲載されている。
- (6) 1998年の10周年会議「ジェンダーと国際学」については、「ミレニアム」の記念特集号を参照されたい。*Millennium: Journal of International Studies; Anniversary Special Issue "Gendering 'the international,'"* Vol.27, No.4(1998).
- (7) 本書第7章の内容はモーザの著書において拡充されて、さらに詳細に議論されている。Caroline O. N. Moser, *Gender Planning and Development: Theory, Practice and Training*, Routledge, 1996 (久保田賢一, 久保田真弓訳『ジェンダー・開発・N G O－私たち自身のエンパワーメント』新評論, 1996年)。なお、この章のみ初出誌が異なる。*World Development*, Vol.17, No.11(1989), pp.1789-1825.

付記：本稿の執筆にあたって、上記註(6)掲載の *Millennium* Vol.27, No.4の Consulting Editor を務められた篠田英朗氏(広島大学平和科学研究センター専任研究員)より貴重なご助言と資料を賜る機会を得た。記して御礼申し上げたい。